

8
2025

人事・労務に役立つ NEWS LETTER

月刊 くろ う ど

2025年 8月号

August No. 99

もくじ

キャリアアップ助成金 短時間労働者労働時間延長支援コースを新設	・・・2
令和6年度の精神障害の労災認定件数 初の1,000件超え	・・・3
令和7年分の年末調整のための各種様式を公表（国税庁）	・・・4
社会保険労務士の業務に労務監査を明記するなどの第9次社労士法改正	・・・5
骨太の方針2025を閣議決定 最重点の政策である賃上げ支援をチェック	・・・6
人事労務の統計指標	・・・7
日本100名城に行こう vol.11 ～岐阜城 / 岩国城～	・・・8
ゆんたくひんたく	・・・9
営業日のお知らせなど	・・・10



クラウド社会保険労務士事務所

〒720-0067

広島県福山市西町二丁目8-27

ポートビル4F

TEL:084-983-1198

FAX:084-983-1197

e-mail:info@kuroudo-sr.com

<https://www.kuroudo-sr.com>

130 万円の壁対策 キャリアアップ助成金 短時間労働者労働時間延長支援コース新設

キャリアアップ助成金として、「短時間労働者労働時間延長支援コース」が新設されました（令和7年7月1日～）。これは、106万円の壁対策である「社会保険適用時処遇改善コース」の「労働時間延長メニュー」の要件を見直すとともに、助成額を拡充し、130万円の壁対策として新設されたものです。その概要は次のとおりです。



いわゆる「130万円の壁」による働き控えの解消を図りたいとお考えの場合は、短時間労働者労働時間延長支援コース（新コース）の申請を検討してみましょう。なお、現行の社会保険適用時処遇改善コースの労働時間延長メニューまたは併用メニューを利用していたが、同時に新コースの要件を満たしている場合には、新コースでの申請（切り替え申請）も可能となっています。ご不明な点などがあれば、気軽にお声掛けください。

キャリアアップ助成金 短時間労働者労働時間延長支援コースの概要 (厚労省のリーフレットより)

労働者を新たに社会保険に加入させるとともに、収入増加の取り組みを行った事業主に助成します。

要件		1人当たり助成額		
週所定労働時間の延長	賃金の増額	小規模企業	中小企業	大企業
5時間以上	—	50万円	40万円	30万円
4時間以上5時間未満	5%以上			
3時間以上4時間未満	10%以上			
2時間以上3時間未満	15%以上			

複数年かけて週所定労働時間の延長等に取り組み、社会保険に加入する場合も対象

※小規模企業とは、常時雇用する労働者の数が30人以下である事業主を指します。

要件		1人当たり助成額		
週所定労働時間の延長	賃金の増額	小規模企業	中小企業	大企業
労働時間を更に2時間以上延長	—	25万円	20万円	15万円
—	基本給を更に5%以上増加または昇給、賞与もしくは退職金制度の適用			

社会保険加入時点の取り組み内容（1年目）と2年目の取り組み実施後（2年目）で比較

注意点

対象となる労働者は、社会保険の加入日の6か月前の日以前から継続して雇用され、社会保険の加入要件を満たさない条件で就業していた者になります。

手続き

- ・助成金を受けるには、事前※に**キャリアアップ計画書**を都道府県労働局へ提出してください。
※本コースの場合、社会保険加入日の前日まで（令和7年10月1日加入の場合、同年9月30日まで）
- ・取り組みを6か月間継続した後、2か月以内に支給申請してください。

ただし、現行の「社会保険適用時処遇改善コース」の計画届を提出している場合は、**本コースの計画届・変更届の提出は必要ありません。**

令和6年度の精神障害の労災認定件数 初の 1,000 件超え 原因のトップはパワハラ

令和6年度「過労死等の 労災補償状況」のポイント

厚生労働省から、令和6年度「過労死等の労災補償状況」が公表されました。そのポイントを確認しておきましょう。

報道では、精神障害に関する事案の支給決定（労災認定）の件数が増加していること（6年連続で過去最高を更新し、初の1,000件超え）や、その原因のトップがパワハラであること、3位にカスハラが入ったことなどが話題になりました。

こうした現状をみると、「社員がハラスメントを受け、精神障害を発症し、労災認定される」といった事態を未然に防ぐためにも、相談窓口の設置・研修の実施など、ハラスメント対策をしっかりと講じておく必要性を改めて感じさせられます。



●脳・心臓疾患に関する事案の労災補償状況

- ・請求件数は1,030件で、前年度比7件の増加（うち死亡件数は前年度比8件増の255件）
- ・支給決定件数は241件で前年度比25件の増加（うち死亡件数は前年度比9件増の67件）

●精神障害に関する事案の労災補償状況

- ・請求件数は3,780件で前年度比205件の増加（うち未遂を含む自殺の件数は前年度比10件減の202件）
- ・支給決定件数は1,055件で前年度比172件の増加（うち未遂を含む自殺の件数は前年度比9件増の88件）
- ・出来事別の傾向
支給決定件数は、「上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた」224件、「仕事内容・仕事量の大きな変化を生じさせる出来事があった」119件、「顧客や取引先、施設利用者等から著しい迷惑行為を受けた」108件の順に多い。

ハラスメント対策についてご質問があれば、気軽にお尋ねください。

令和7年分の年末調整のための 各種様式を公表(国税庁)

令和7年12月に行う年末調整においては、基礎控除の見直し、給与所得控除の見直し、特定親族特別控除の創設、扶養親族等の所得要件の改正といった令和7年度税制改正による改正規定が適用されます。

この改正に伴い、年末調整関係書類の一部を変更することが国税庁から予告さ

れていましたが、この度、それらの確定版も含め、令和7年分の年末調整のための各種様式が公表されました。

令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等については、今回公表された各種様式を含め、早めにチェックしておくようにしましょう。

例：代表的な申告書（いわゆる「基・配・特・所」）

令和7年12月年末調整用

令和7年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 給与所得者の特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書

所轄税務署長 税務署長	給与の支払者の 氏名 （フリガナ） あなたの氏名 あなたの住所 又は居所	記号のしかたはこちら 二次コード 令和7年6月末 公開予定	基・配・ 特・所
----------------	---	--	---------------------

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	円	円
(2) 給与所得以外の所得の合計額		円
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額		円

あなたの基礎控除額

基礎控除額	基礎控除額
38万円	38万円
39万円	39万円
40万円	40万円
41万円	41万円
42万円	42万円
43万円	43万円
44万円	44万円
45万円	45万円
46万円	46万円
47万円	47万円
48万円	48万円
49万円	49万円
50万円	50万円

基礎控除の額

円

◆ 給与所得者の配偶者控除等申告書 ◆

配偶者の氏名等

配偶者の氏名	配偶者の生年月日
氏名	年 月 日

あなたの配偶者の生年月日とあなたが配偶者である期間が、令和7年12月31日現在の時点で、

○ 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	円	円
(2) 給与所得以外の所得の合計額		円
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額		円

配偶者の基礎控除額

基礎控除額	基礎控除額
38万円	38万円
39万円	39万円
40万円	40万円
41万円	41万円
42万円	42万円
43万円	43万円
44万円	44万円
45万円	45万円
46万円	46万円
47万円	47万円
48万円	48万円
49万円	49万円
50万円	50万円

配偶者の基礎控除の額

円

◆ 給与所得者の特定親族特別控除申告書 ◆

特定親族の氏名等

特定親族の氏名	特定親族の生年月日	特定親族の所得金額
氏名	年 月 日	円

あなたの特定親族の生年月日とあなたが特定親族である期間が、令和7年12月31日現在の時点で、

○ 特定親族の本年中の合計所得金額の見積額の計算

特定親族の氏名	特定親族の生年月日	特定親族の所得金額
氏名	年 月 日	円

特定親族の基礎控除の額

基礎控除額	基礎控除額
38万円	38万円
39万円	39万円
40万円	40万円
41万円	41万円
42万円	42万円
43万円	43万円
44万円	44万円
45万円	45万円
46万円	46万円
47万円	47万円
48万円	48万円
49万円	49万円
50万円	50万円

特定親族の基礎控除の額

円

◆ 所得金額調整控除申告書 ◆

あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下の場合、記載する必要はありません。

所得金額調整控除申告書	所得金額調整控除申告書
所得金額調整控除申告書	所得金額調整控除申告書

社会保険労務士の業務に労務監査を明記するなどの第9次社労士法改正が成立

令和7年の通常国会において、「社会保険労務士法の一部を改正する法律」が成立し、令和7年6月25日付けの官報に公布されました（一部を除き、公布の日施行）。

この改正法により、かねてから全国社会保険労務士会連合会及び全国社会保険労務士政治連盟が、最重点課題として取り組んできた第9次社会保険労務士法改正が実現しました。

その改正の項目などは、次のとおりです。

「社会保険労務士法の一部を改正する法律（令和7年法律第77号）」の改正項目

<改正の項目>

- 第一 社会保険労務士の使命に関する規定の新設
- 第二 労務監査に関する業務の明記
- 第三 社会保険労務士による裁判所への出頭及び陳述に関する規定の整備
- 第四 名称の使用制限に係る類似名称の例示の明記

<施行期日>

公布の日＝令和7年6月25日
（ただし、第四は公布の日から起算して10日を経過した日から、第三は令和7年10月1日）

例）社会保険労務士の使命（社会保険労務士法第1条）〔全条文〕

社会保険労務士は、労働及び社会保険に関する法令の円滑な実施を通じて適切な労務管理の確立及び個人の尊厳が保持された適正な労働環境の形成に寄与することにより、事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上並びに社会保障の向上及び増進に資し、もって豊かな国民生活および活力ある経済社会の実現に資することを使命とする。

社会保険労務士の業務に労務監査が含まれることを明確にするための改正が行われ、また、社会保険労務士が労働審判手続に補佐人として出廷できる旨を明確するための改正も行われました。

このような業務の明確化を図ったことから、より責任感をもって業務に取り組むというメッセージとして、社会保険労務士法の第1条に「社会保険労務士の使命」が規定されたのだと受け止めています。この使命を果たせるよう、努力して参ります。

骨太の方針 2025 を閣議決定 最重点の政策である賃上げ支援をチェック

令和7年6月中旬に「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）2025」と、それを加味して改訂された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 改訂版」が閣議決定されました。

これらは、近い将来の政策の方針やその実行のための計画を示すものですが、政府の特集ページやPR資料で最初に紹介されているのは、賃上げ支援（物価上昇を上回る賃上げ）です。その概要を紹介します。

どのような形で具体化されるのか、動向に注目ですね。

なお、骨太の方針 2025PR 資料では、人事労務関連の政策として、「女性活躍・参画の推進」なども掲げられています。

これらの方針など内容を、もう少し詳しく知りたいときは、気軽にお尋ねください。

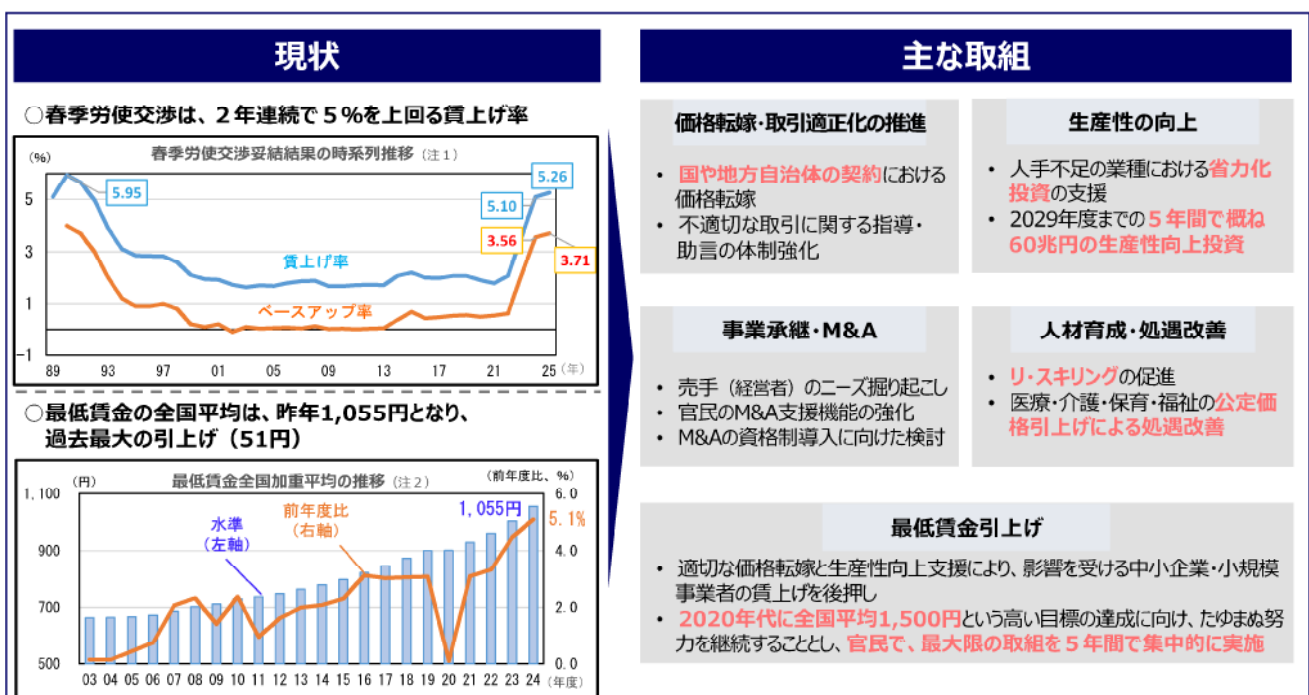


骨太の方針 2025PR 資料～政策ファイル～／賃上げ支援

賃上げ支援

- 2029年度までの5年間で、日本経済全体で**年1%程度の実質賃金上昇**、すなわち、**物価上昇を1%程度上回る賃金上昇をノルム（社会通念）として定着**させることを目指す。

内閣官房	公正取引委員会
厚生労働省	経済産業省
文部科学省	こども家庭庁



注1：連合「春季生活闘争 回答集計結果」により作成。2025年の賃上げ率及びベア率は、連合「春季生活闘争 回答集計結果（第6回）」時点。2015年までのベア率は、連合による調査結果が得られないため、厚生労働省「賃金事情等総合調査」による。
 注2：厚生労働省「地域別最低賃金改定状況」により作成。

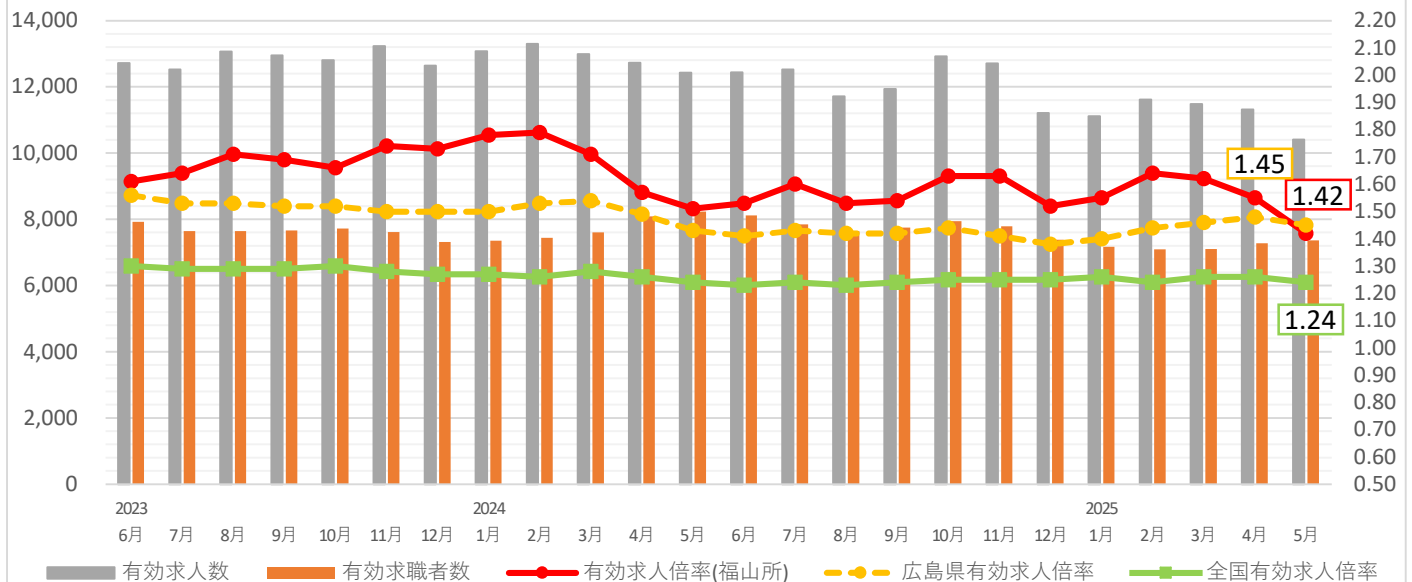
人事労務の統計指標

労働関係指標 (2025 年 5 月)

有効求人倍率 (季節調整値※)	全国	1.24 倍	有効求人数	全国	2,313,881 人	有効求職者数	全国	2,027,658 人
	広島県	1.45 倍		広島県	62,258 人		広島県	43,074 人
	福山市	1.42 倍		福山市	10,411 人		福山市	7,357 人

※ 季節調整値：前月からの変化を適切に捉えるため、季節変動の影響を除いた数値（原数値から季節変動を除去した結果数値）

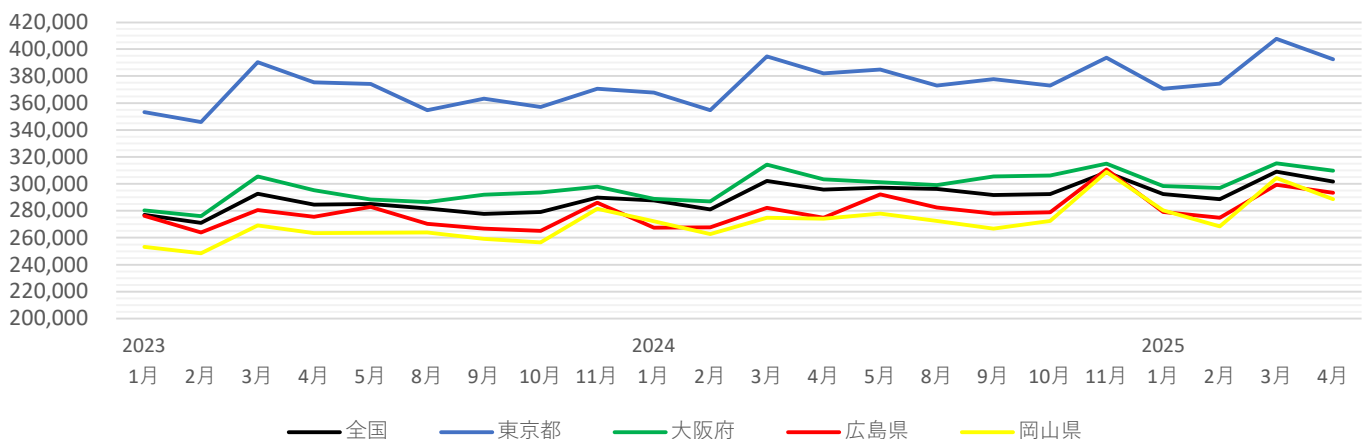
月間有効求人・求職・求人倍率の推移



定期給与 現金給与総額 (2025 年 4 月)

全国	東京都	大阪府	広島県	岡山県
301,698 円	392,442 円	309,715 円	293,354 円	288,622 円

現金給与総額 (5人以上)



参考：毎月勤労統計調査（全国調査・地方調査） 結果の概要 | 厚生労働省 (mhlw.go.jp) 他 <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1a.html>

日本100名城に行こう vol.11

～岐阜城 / 岩国城～

【#39 岐阜城（岐阜県岐阜市）】

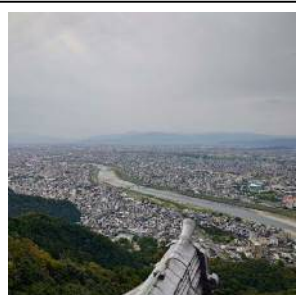
- ① 天守 : 三重四階（鉄筋コンクリート造）
- ② 城区分：山城
- ③ 築城年：1201 年
- ④ 築城者：二階堂氏、斎藤道三、織田信長
- ⑤ 主な遺構
天守台/櫓台跡/門跡/石垣など

今回の名城訪問は岐阜城です。

かつて稲葉山城と称し、その後、織田信長が攻略し本拠地とした名城です。

岐阜城は、織田信長「天下布武」の始まりの舞台として広く知られています。とりわけ稲葉山城から岐阜城へと改名する場面は、時代劇で繰り返し演じられていることから、全国の名城の中でもトップクラスの知名度を誇っています。

金華山の山頂駅まではロープウェーを利用し、そこから徒歩で天守へと向かいます。標高は330m。麓から登山道で向かうこともできるようでしたが、体力も時間も限られている私には到底無理でした。体力に自信のある方にはぜひ登山道を利用して訪問してほしい名城です。



【#74 岩国城（山口県岩国市）】

- ① 天守 : 四重六階（鉄筋コンクリート造）
- ② 城区分：山城
- ③ 築城年：1608 年
- ④ 築城者：吉川広家
- ⑤ 主な遺構
旧天守台/石垣/堀など

今回の名城訪問は岩国城です。

完成から7年後の1615年に、幕府の一国一城令により取り壊された名城です。

築城者は毛利元就の孫・吉川広家。毛利本家の存続のために、関ヶ原の戦いで徳川家康に内通したことで知られています。戦後、その広家が岩国を治めることになり新たに築いたのが岩国城です。

日本三名橋・錦帯橋の先にロープウェー山麓駅があります。隣接駐車場に停車し、ロープウェーを利用して標高200mの山頂駅に。そこから徒歩で天守へと向かいます。重厚な歴史物語が存在するわけではないので、私の中での優先順位は高くありませんが、錦帯橋周辺とセットでの散策はかなりお勧めできる名城です。



ゆんたくひんたく

暦の上では夏も終盤ですが、まだまだ厳しい暑さが続いております。

先日、ラ・マル・ド・ボア(ラマルしまなみ)に乘車してきました。ラ・マル・ド・ボアは「せとうちを旅するアートな観光列車」をコンセプトに瀬戸内エリアを走る電車です。

息子の電車に乗りたいというリクエストにこたえ尾道まで出かけたところ、ラ・マル・ド・ボアが運行されていることが分かったのでせっかくなので帰りに乗車してみることにしました。

乗車してみて一番驚いたのは電車内に売店があることです。そこでラ・マル・ド・ボアグッズや瀬戸内地方のちなんだ飲み物や食べ物が販売されています。事前予約があればスイーツボックスや岡山名物のばり寿司をいただくこともできたようです。

売店で子供達は白桃ネクターも、大人は岡山の地ビール独歩を購入。座席に戻り、背面ラベルを出しそこに置くとそれでいい気分が高まります。ボックス席にして会話を楽しんでいるグループや飲食しながら景色を楽しんでいる方がほとんどで、電車全体がフコチ旅行といった雰囲気です。

速度も比較的ゆっくりで、しまなみ大橋付近などの見所ではさらにゆっくり走行しアナウンスも流れます。そのせいで慣れた車窓からの景色もいつもとは違って見え何だか不思議な気持ちで楽しむことができました。

その日もとても暑かったのですが、初動時間をツいても快適に過ごせばいいの気持ちで乗車した私たちですが、とても楽しい時間になりました。実はラ・マル・ド・ボアはグリーン料金だけで乗車することができ、コストパフォーマンスも大満足です。

(田部)

[今月のお知らせ]

営業日のお知らせなど

2025

08 August



Sun	Mon	Tue	Wed	Thu	Fri	Sat
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

赤文字の日、及び青文字の日は休みとさせていただきます。

お仕事
カレンダー
8月



8/12

● 7月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

9/1

● 7月分健康保険料・厚生年金保険料の納付

● 6月決算法人の確定申告と納税・12月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで）